

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 30 日付鳥取県告示第 988 号）の内容

（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本利三郎	鳥取市国府町清水字中尾 470 の 1
西尾 豊實	鳥取市国府町清水字横岩 230
山本 信治	鳥取市国府町清水字大場 465 の 1
寺嶋 繁治	鳥取市国府町清水字七廻り 445
西谷 勇吉	鳥取市国府町清水字柳坂 486
清水民重郎	鳥取市国府町清水字柳坂 487
西谷喜平次	〃
寺嶋 繁治	鳥取市国府町清水字ヒヨドリ尾 544
山本 徳藏	鳥取市国府町清水字方山 583
〃	鳥取市国府町清水字方山 584
山本利三郎	鳥取市国府町清水字南土居 558

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中島 虎雄	鳥取市国府町上荒舟字学院平 432
-------	-------------------

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中村 照壽	鳥取市国府町上地字上新田 646 の 3
〃	鳥取市国府町上地字上新田 646 の 4
細砂 勘次	鳥取市国府町上地字ヲロ谷河原 747 の 9
霜村 経茂	〃
大塚 泉	〃
谷口 喜春	〃
谷口 玉枝	〃
谷口 光春	〃
谷口 昇	〃
谷口 大蔵	〃
谷口 直敏	〃
谷口 稔	〃
谷口久三郎	〃
谷口健太郎	〃
谷口助三郎	〃
吉田 多吉	鳥取市国府町上地字子太ヶ田 776 の 7
吉田 勇吉	〃
吉田啓二郎	〃
細砂 勘次	〃
細砂 重吉	〃
細砂清二郎	〃
細砂千代三	〃
森田源五郎	〃
森田峯太郎	〃
霜村 経茂	〃

霜村 虎松	〃
霜村 新蔵	〃
霜村 米二	〃
霜村 辨造	〃
霜村宇之太郎	〃
霜村千代造	〃
霜村太郎吉	〃
霜村長次郎	〃
大塚 忠義	〃
大塚長太郎	〃
大塚梅次郎	〃
谷口 ふて	〃
谷口 亀松	〃
谷口 玉蔵	〃
谷口 健治	〃
谷口 時春	〃
谷口 周造	〃
谷口 勝蔵	〃
谷口 滝蔵	〃
谷口 辰造	〃
谷口 竹蔵	〃
谷口 米造	〃
谷口 辨蔵	〃
谷口喜次郎	〃
谷口健太郎	〃
谷口市十郎	〃
谷口助三郎	〃
谷口小市郎	〃
谷口長太郎	〃
谷口弥之助	〃
谷口与太郎	〃
中村 岩松	〃
中村 亀松	〃

中村 菊蔵	〃
中村 徳治	〃
濱田 秀蔵	〃
谷口 光春	鳥取市国府町上地字大平ル 909 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備
 え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課